

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (加捺印) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
サントメ・プリ ンシペ	食糧援助に関する日本国政府と サントメ・プリンシペ民主共和 国政府との間の交換公文	食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施する ために必要な生産物及び役務の購入	220,000千円 -----	H28.1.21 サントメ で (同日)	日本側 船津まどか在サント メ・プリンシペ臨時代 理大使 サントメ・プリンシペ側 アゴスライニョ・クア レス・トス・サントス ・アフォンソ・フェルナ ンデス経済・国際協力大 臣	H28.2.2 29号
サントメ・プ リンシペ	食糧援助に関する日本国政府と サントメ・プリンシペ民主共和 国政府との間の交換公文	食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施する ために必要な生産物及び役務の購入	240,000千円 -----	H28.11.10 サントメ で (同日)	日本側 佐藤正明在サント メ・プリンシペ大使 サントメ・プリンシペ側 エルビノ・ボセ・ゴメンサ ルザエス・ボテリーヨ外 務・共同体大臣	H28.11.22 451号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をHO.△□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。